



四国税理士会報

第444号
2023.2.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



肱川に映える大洲城

撮影者 大洲支部 赤穂 英一

主な記事

高松国税局との実務者会議
情報化対策部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

||| 広報部ニュース |||

職場見学会を開催

鍛 昌志（徳島）

令和4年11月18日（金）、21日（月）の両日、徳島県美馬市にある税理士法人喜多会計において、職場見学会を行いました。

昨年度は高知県連で行なわれ、専門学校生を対象にしていたが、徳島県には専門学校が少なく、県西部にはないため、脇町高等学校とつるぎ高等学校の生徒を対象に募集を行いました。

当日は、学校からタクシーで来社し、事務所見学及び座学を行いました。座学では、「税理士って？」と税理士事務所の業務内容や税理士事務所の年間のスケジュールの説明、会計ソフトを使って実際の仕事内容などを説明しました。



最後に参加された生徒にアンケートを実施し、結果は下記のとおりです。

今回の職場見学会の感想やご希望を自由に記入ください！！

- ・簿記2級を取ることを目指しているので頑張ろうと思います！
- ・難しい話が多かったが、とても面白く税理士についての興味がさらに湧いた。
- ・脇町高校の先輩が働いていることを知り、親近感が湧きました。内容は難しかったけれど、税理士のことを詳しく知ることができ、良い経験になりました。
- ・税理士の仕事について知ることができてとても良かったです。責任のある仕事だと思いました。
- ・税理士は計算がメインの仕事だと思っていたけど、外に出ていることが多いと聞いて驚いた。とても大変な仕事だと思った。
- ・専門的なことを分かりやすく教えてくださって、とてもいい経験になりました。
- ・どんなことをしているか想像もできなかったので、今回の職場体験で知れてよかった。将来の選択肢が一つ増えた。
- ・税理士についてあまり詳しくは知らなかったけれど、今回の見学を通して様々な事が知ることができ、興味を持つことができました。
- ・貴重な体験をさせていただきありがとうございました
- ・内容が難しかったのであまり分からなかったけど、簿記をもっと頑張りたいと思った。

税の広場

納税地の異動等の手続の変更

実務上で頻繁に起こる手続の一つである、『納税地の異動等の手続』についての変更点を確認する。

国税庁は令和4年12月27日、令和5年1月1日以後に納税地の異動又は変更がある場合、その手続は現行の届出書の提出ではなく、所得税又は消費税の申告書に異動後又は変更後の納税地を記載するとした、「納税地の特例等に関する手続の変更について」を公表した。

例えば、転居等により、所得税・消費税の納税地に異動があった場合、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」の提出が必要となるが、令和4年度税制改正により、その手続が見直されている。異動後及び変更後の納税地は、国税当局において、提出された確定申告書等に記載された内容等から把握可能であることを踏まえ、5年1月1日以後は、届出書の提出が不要となっている。

そこで、5年1月1日以後における納税地の異動又は変更がある場合は、異動後又は変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載するとした。

ただし、国税当局からの各種送付文書の送付先の変更等のため、年の途中で納税地の異動又は変更をする意思があるときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することができることとした。

居所地又は事業所等の所在地を納税地へ変更した場合において、その後、居所地を納税地とする申告書を提出したときは、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする変更について取りやめたものとして取り扱うとしている。

国税当局からの各種文書の送付先は、原則として、納税地宛に送付される。

参考：国税庁「納税地の特例等に関する手続の変更について」

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。2月（会報発行日以降）～4月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	4/13(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		3/9(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	3/3(金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	松本 浩伸
		4/6(木)		資産税	大川 正純
		2/17(金)・3/3(金)・4/21(金)			潮見 秀孝
		3/17(金)・4/6(木)			池田 康廣
徳島	県連事務局	2/17(金)・3/17(金)・3/24(金)	13時～16時	資産税	須藤 茂俊
高知	県連事務局	4/5(水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		2/15(水)・4/19(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で振替報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替 利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大塚府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
7:00~19:00 (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索